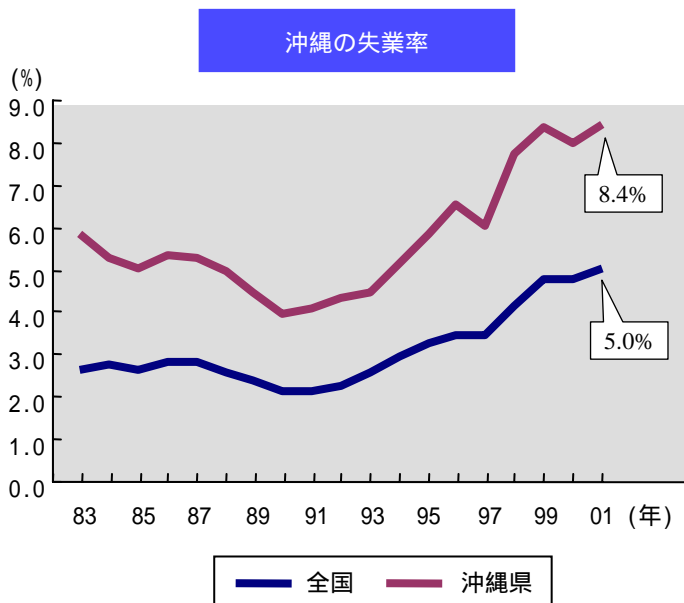


目的・概要

「雇用の促進」、「人材の育成」等により職業の安定を図ることは、沖縄振興の重要分野です。そこで、沖縄県知事は沖縄振興計画に基づき地域の実情を考慮した「**職業安定計画**」を作成することとされています。

加えて、失業者の支援や指導の仕組みが用意されています。



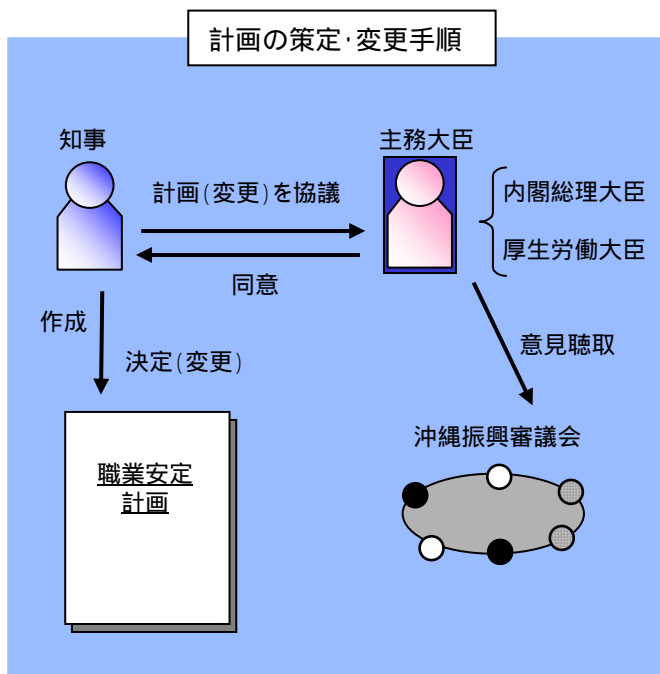
「職業安定計画」の内容

「**職業安定計画**」は、沖縄県知事が作成することとされています。

計画では、以下の項目が定められます。

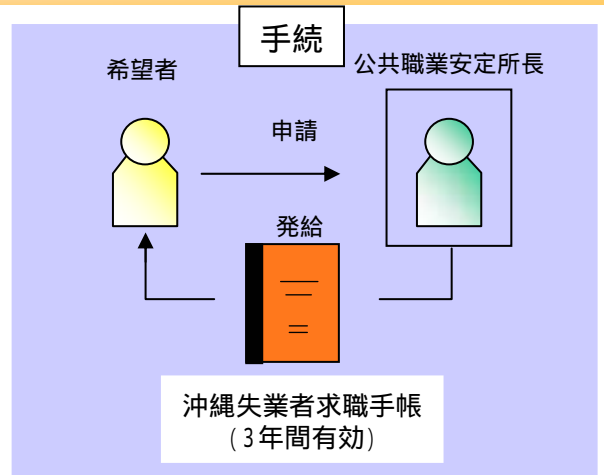
- ・ 期間（5年以下）
- ・ 施策の方針
- ・ 労働力の需給状況その他雇用の動向
- ・ 雇用の促進、人材の育成等の施策

なお、職業安定計画は、平成14年9月10日主務大臣が同意しました。（参考2「分野別計画のあらまし」参照）



沖縄失業者求職手帳制度

1971年 6月17日以降のアメリカ軍の撤退、縮小などに伴って失業した人のうち、合衆国政府の機関等に雇用されていた人等、一定の要件に該当する人には「沖縄失業者求職手帳」が発給され、公共職業安定所による職業指導や再就職を促進するための給付金の支給など特別な支援が受けられます。



地域雇用開発促進法の特例

地域雇用開発促進法に基づき、県が策定した計画に厚生労働大臣が同意した場合、計画に定められた地域において、助成措置などが講じられます。

沖縄での雇用の促進を図るため、地域雇用開発促進法の特例が設けられています。

地域の設定範囲の条件の緩和

島しょ性などの沖縄の地理的な特殊性を考慮し、「経済的社会的条件」からみて一体であれば、地域として設定することができます（自然的一体性の緩和）。*1

「雇用機会増大促進地域」と「求職活動援助地域」の重複設定*2

(参考) 地域雇用開発促進法の地域

<p>雇用機会増大促進地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域*1 ・多数の求職者に比して相当程度に雇用機会が不足している地域 <p>(施策例) 地域雇用開発促進助成金(賃金助成、事業所の設置整備助成)</p>
<p>能力開発就職促進地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域*1 ・求人が相当数あり、かつ求職者の一定数以上が希望している職業があるにもかかわらず、当該職業に適合する能力を有するものが相当程度に少ないため、就職が困難な地域(雇用機会増大促進地域以外) <p>(施策例) 地域人材高度化能力開発助成金(能力開発助成)</p>
<p>求職活動援助地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然的経済的社会的条件からみて一体である地域*1 ・一定数以上の求職者に対し求人に関する情報が適切に提供されていない地域(雇用機会増大促進地域以外)*2 <p>(施策例) 地域求職活動援助事業(民間団体等を活用した情報提供事業)</p>
<p>高度技術活用雇用安定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度技能労働者を雇用する事業者が集積しているものの、経済上の理由により雇用情勢が悪化し、又は悪化するおそれのある地域 <p>(施策例) 地域雇用開発促進助成金(賃金助成、福利厚生施設等の設置整備助成) 地域人材高度化能力開発助成金(能力開発助成)</p>